

経営幹部候補生を育ててみませんか？
アグリビジネス養成塾・開講のご案内

●貴社の人材育成をサポートします！

アグリビジネス養成塾では、貴社の経営幹部候補生に1年間を通じて下記の研修を受講してもらいます。

- ① 東京での中央研修（年3回程度）
 - ② 社内での実地研修（①で出された課題解決を、会社実務を通じて研修）
- こうした研修を通じて、優れた経営感覚を有する農業経営者の育成を実現させます。

●第一回中央研修会を開催します！

本年度は当協会が主体となり、下記の日程で第一回講習会を開催いたします。

＜アグリビジネス経営塾 第一回研修会＞

日時：2003年11月10日～12日
場所：東京グランドホテル（東京都港区）
※詳細は、9月2日送信のご案内文書をご覧ください。

●ご参加お申し込みはお早めに！
締切は9月30日！

ご参加を希望される場合は、下記にご会社名と代表者名をご記入の上、FAXにてご返信下さい。追って御連絡申し上げます。
なお会場の都合上、限定30社（30名）とさせていただきますので御了承下さい。
貴法人の人材育成のため、アグリビジネス養成塾を是非ともご利用下さい。

アグリビジネス養成塾 参加申し込み書
FAX：03-5156-0366

県名	
貴社名	
代表者名	

お問い合わせは事務局（新井）までお願いいたします。

「AgriBusiness 経営塾」166号
2003年9月25日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel：03-5156-0365
Fax：03-5156-0366
E-mail：hojin@nca.or.jp
URL：http://www.hojin.or.jp/

Agricultural Business

No.166

経営塾

法務講座 ②

担保について

寺本法律会計事務所
弁護士
磯井 美葉

今回は、担保について説明します。

お金を貸す場合や取引をして代金債権などを取得する場合に、それらの債権のために担保をとっておくことは、実効性のある債権回収のために重要ですし、他方、資金を借り入れたり、代金債務を負担したりする場合に、担保を要求されることもあるでしょう。

そのような場合のために、担保権制度の概略及び基本的な事項を知っておくと便利です。

●担保とは

担保として日常的に最もよく利用されるのは、金銭の貸し借りの場合などに不動産に設定される抵当権でしょう。

貸金の返済ができない場合には、その不動産を売却処分して、その代金から債務の弁済に充てることとなります。

しかし、担保には、このほかにさまざまなものがあります。広い意味では、保証人も「人的担保」と言い、担保に含まれますが、今回は「物的担保」についてお話しします。

物的担保といわれるものには次のような種類があります。

- (1) 抵当権
- (2) 質権
- (3) 譲渡担保権
- (4) 留置権
- (5) 先取特権

このうち、抵当権、質権、譲渡担保権は、当事者の合意によって設定されます。留置権、先取特権は、法律に基づいて認められる担保権です。

最近では、取引先の経営状態が急に悪化したり、法的な倒産手続に入ったたりすることもよくありますので、事前の合意による担保を取っていない場合でも、留置権や先取特権による対抗が有効な場合もあります。

(1) 抵当権

抵当権は、主に不動産に設定されます。債務者本人の物でなくても、第三者（物上保証人）の所有する物に設定することも可能です。土地と建物の両方がある場合には、両方にまとめて設定するのが通常です（共同抵当）。

抵当権の特殊な形として、根抵当があります。1つの債権に設定するのではなく、継続的取引によって生じる同じ種類の債権について、上限（極度額）を定めてまとめて担保する制度です。取引によって生じる代金債務や、手形取引による債務の場合にこの形態が利用されます。

(2) 質権

質権は、質屋さんを想像していただければわかりますが、動産に設定される場合が典型的です。

質権を設定すると、目的物を相手（質権者、債権者）に渡さなければならず、目的物を利用できなくなるため、営業用の動産に設定することはほとんどありません。その代わりとして、動産については、次項で説明する譲渡担保の方がよく利用されています。

不動産にも質権を設定することができ、この場合は、不動産の使用収益権が質権者に移ることになります。昔は農地に対して使われていましたが（その場合の収穫は質権者が得ることになります）、現在では、農地への質権設定にも農業委員会・知事の許可が必要とされており、ほとんど使われていません。

質権に関しては、債権を担保にする債権質がもっとも広く利用されており、株式、債券、銀行預金、保険金請求権などを担保とする場合に設定されます。

(3) 譲渡担保

譲渡担保は、法律上は規定されていない制度ですが、先ほど述べたように、動産を担保にする場合、その目的物を相手に引き渡さなければならぬという質権制度のデメリットを解消するために使われるようになります。判例で認められてきたものです。

相手にいったん目的物を譲渡し、それを改めて相手から賃借して使う、という形をとります。

一方、譲渡担保の設定を受けた側は、債権の弁済が行われなかった場合には、目的物の所有権を主張することにより、弁済を確保します。この場合、目的物の価格と債権額の差額は清算が必要です。

なお、このほかに、不動産などに所有権移転仮登記を設定する仮登記担保、割賦販売などで利用される所有権留保、第三者に対する債権の弁済を代わりに受領する代理受領なども、担保としての機能を有する方法として利用されています。

留置権、先取特権は、当事者の合意がなくとも、法定の原因によって生ずる担保権です。これについては次回ご説明します。